

第4章 施策の内容

施策の内容の見方	24
「主な事業の年次計画」について	25
施策 1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり	32
施策 1-(2) 子育て支援ネットワークの構築	34
施策 1-(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	36
施策 2-(1) 情報提供・相談体制の充実	38
施策 2-(2) 子育て家庭の負担の軽減	42
施策 2-(3) 児童虐待の防止	46
施策 2-(4) 障害のある子どもへの支援	48
施策 2-(5) ひとり親家庭の自立支援	50
施策 3-(1) 教育・保育の計画的整備	52
施策 3-(2) 教育・保育の質の確保・向上	60

■ 施策の内容の見方

施策が目指す姿について記載しています。

主な事業について、年次ごとの実施予定を記載しています。詳細は次ページをご覧ください。

1 子ども・子育て支援を通じてみんなが成長できるよう、地域環境を充実させる
施策 1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり

■ 施策が目指す姿

子育ての当事者である保護者同士が支え合い、学び合い、高め合う関係をつくることにより、子ども同士も育ち合えるよう、親子が出会い、交流できる場を充実させます。また、地域全体の子育てに対する理解を深めます。

■ 実現に向けて取り組むこと

- ① 親子で交流できる場の充実
 地域子育て支援拠点事業【数量※5<10A-2>】を始めとする様々な出会いの場を、質・量ともに充実させます。特に地域子育て支援拠点事業については、地域における子育て支援の拠点として、地域バランスを配慮した整備を行うとともに、事業内容の質を高めていきます。
- ② 子育てに対する意識啓発
 子どもの育ちや子育てに対する支援の必要性等について、様々な機会を通じて啓発をしていきます。
- ③ 各種子育て支援活動の支援
 各種子育て関連イベントや学習会・勉強会、子育てサークル活動、授乳スペースの設置、小中高校生などの育児体験など、様々な形で行われる子育て支援活動を支援します。

■ 取り組みのポイント ■
 ◆「子育ての当事者同士だからこそ、何が必要かを自分たちで考え、お互いに助け合うことができるのではないか」という認識を持ち、親同士をつなげることが大事です。そのためには、親子が集まりやすい場である必要があります。また、親自身が小さな子どもとの触れ合いが乏しいまま親になることが多い中では、学び合える環境が重要です。
 ◆多様な人との関わりをつくることも大事です。親にとっては、地域との交流によって、世代間の継承が行われたり、子育ての視野が広がったりと考えられます。子どもにとっても、親以外の大人との関わりは大事ですし、子ども同士の遊びは健やかな成長に欠かせません。
 ◆子どもの育ちや子育てに対する支援の必要性について、より多くの市民の理解と協力がなければ、「優しく見守り、支え合う」まちにはなりません。

◆地域子育て支援拠点事業や子育てサロン、母子のつどい、楽園開放、幼稚園のプレ保育、保護者同士の育児サークルなどが、幼稚園・保育園、地域団体、民生委員・児童委員、柏市民健康づくり推進員、各種民間団体などにより地域の中で実施されています。これらの活動は、貴重な地域資源であり、より多くの親子に有効活用されるよう、相互の有機的なつながりをつくっていくことが必要です。また、これら以外の不定期に行われるようなイベントなども、子育てのつながりをつくったり、情報を得たりする有効な機会です。

■ 主な事業の年次計画

[地域子育て支援拠点事業]		地域子ども・子育て支援事業				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
【北部】						
量の見込み	49,334人/年	46,764人/年	45,636人/年	44,508人/年	44,112人/年	
確保方策	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	
【中央】						
量の見込み	47,832人/年	46,752人/年	45,396人/年	43,980人/年	43,332人/年	
確保方策	7か所	7か所	7か所	8か所	8か所	
【南部】						
量の見込み	50,460人/年	49,884人/年	48,900人/年	47,820人/年	47,412人/年	
確保方策	7か所	7か所	8か所	8か所	8か所	
【市全域】						
量の見込み	147,636人/年	143,400人/年	139,932人/年	136,308人/年	134,856人/年	
確保方策	22か所	22か所	23か所	24か所	24か所	

[地域子育て支援拠点職員対象の合同研修会]				
27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
毎年度開催				

[啓発イベント]				
27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
企画検討	シンポジウム等の開催		民間による開催を支援	

「実現に向けて取り組むこと」の背景にある考え方や留意事項等を記載しています。

「施策が目指す姿」を実現するための取り組みです。

■ 「主な事業の年次計画」について

- ◆ 「主な事業の年次計画」は、「実現に向けて取り組むこと」に沿った事業のうち主なものについて、その事業量や実施スケジュール等を年次ごとに示したものです。
- ◆ 掲載事業のうち、事業名の横に **教育・保育** 又は **地域子ども・子育て支援事業** とあるものについては、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、「量の見込み」及び「確保方策」を記載しています。（「量の見込み」及び「確保方策」等の詳細は26ページ参照）
- ◆ 上記の「量の見込み」及び「確保方策」は、教育・保育提供区域ごとに記載しています。なお、柏市における教育・保育提供区域は、「北部」「中央」「南部」の3区域に分けることとしました。（教育・保育提供区域の詳細は27ページ参照）
- ◆ 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じた設定が可能となっています。柏市では、市全域を1区域として「量の見込み」及び「確保方策」を設定するほうが適切な事業については、市全域を教育・保育提供区域としました。

事業名等		区域
教育・保育		3区域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業）	3区域
	放課後児童健全育成事業（こどもルーム）	市全域
	子育て短期支援事業[前掲*13<15ペ-ジ>]	市全域
	地域子育て支援拠点事業[前掲*5<10ペ-ジ>]	3区域
	病児・病後児保育事業[前掲*14<15ペ-ジ>]	3区域
	一時預かり事業*15	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業[前掲*12<15ペ-ジ>]	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業*16（こんにちは赤ちゃん）	市全域
	妊婦健診	市全域
	養育支援訪問事業*17	市全域
利用者支援事業*18	市全域	

-
- *15 一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
 - *16 乳児家庭全戸訪問事業：原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業
 - *17 養育支援訪問事業：養育を支援することが特に必要であると判断した家庭に対し、適切な養育が行われるよう、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業
 - *18 利用者支援事業：子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業

「量の見込み」及び「確保方策」

- ◆ 子ども・子育て支援法第61条第2項には、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項として、教育・保育提供区域（次ページ参照）ごとの、計画期間の各年度における教育・保育※1及び地域子ども・子育て支援事業※2の「量の見込み」（＝利用見込み数＝“需要”）と「確保方策」（＝「量の見込み」に見合う定員等＝“供給”）を確保するための方法が挙げられています。

※1 教育・保育

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）及び地域型保育事業[前掲*7<12ページ>]（家庭的保育事業[前掲*8<12ページ>]、小規模保育事業[前掲*9<12ページ>]、居宅訪問型保育事業[前掲*10<12ページ>]、事業所内保育事業[前掲*11<12ページ>]）のこと

※2 地域子ども・子育て支援事業

次の13の事業のこと

- ①時間外保育事業（延長保育事業）
 - ②放課後児童健全育成事業（こどもルーム）
 - ③子育て短期支援事業[前掲*13<15ページ>]
 - ④地域子育て支援拠点事業[前掲*5<10ページ>]
 - ⑤病児・病後児保育事業[前掲*14<15ページ>]
 - ⑥一時預かり事業[前掲*15<25ページ>]
 - ⑦ファミリー・サポート・センター事業[前掲*12<15ページ>]
 - ⑧乳児家庭全戸訪問事業[前掲*16<25ページ>]（こんにちは赤ちゃん）
 - ⑨妊婦健診
 - ⑩養育支援訪問事業[前掲*17<25ページ>]
 - ⑪利用者支援事業[前掲*18<25ページ>]
 - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ⑬多様な主体の参入促進事業
- ◆ なお、教育・保育については、次の支給認定区分ごとに「量の見込み」と「確保方策」を記載することとなっています。

支給認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	認定こども園 保育園 地域型保育事業

- ◆ 「量の見込み」の算定に当たっての考え方は、28ページのとおりです。

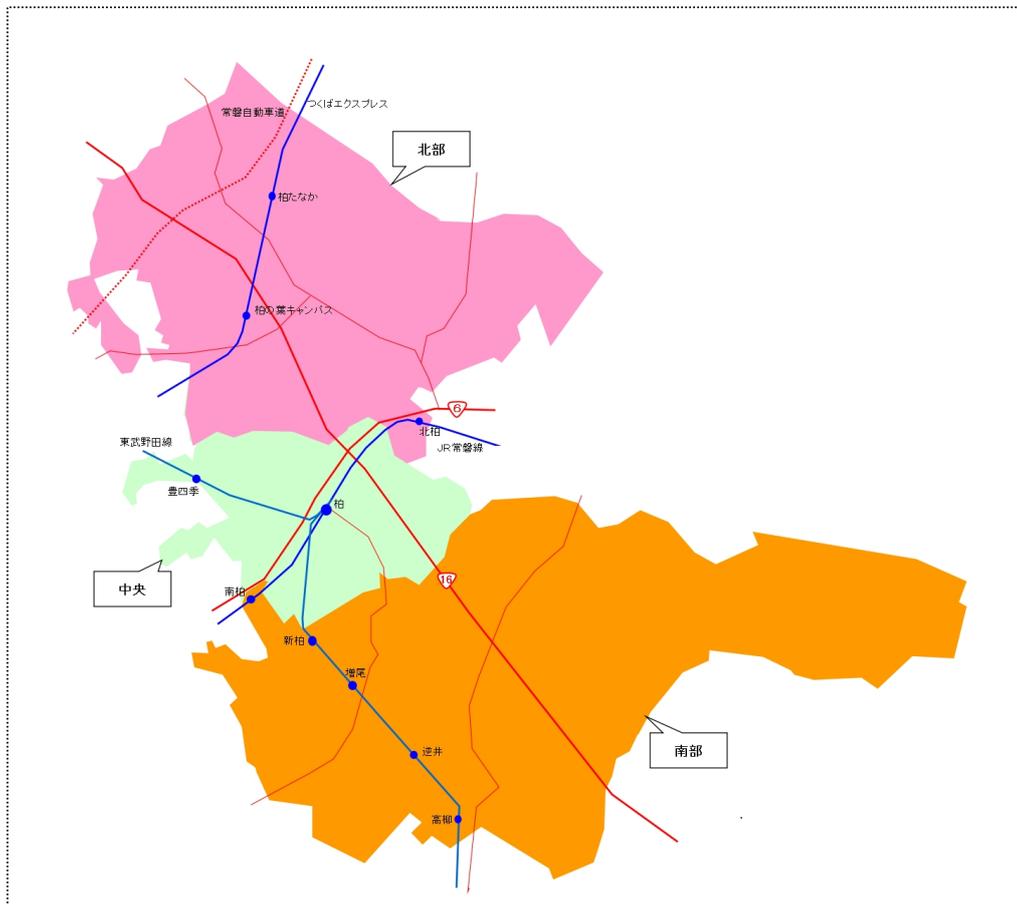
教育・保育提供区域

- ◆ 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号では「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。
- ◆ 柏市の教育・保育提供区域は、「北部」「中央」「南部」の3区域に分けることとしました。この3区域は、柏市の他の計画でも用いられていることに加え、保育所待機児童の解消に当たって柔軟な対応が可能となる区域数であることから、採用したものです。
- ◆ 採用に当たり、平成25年度第7回柏市子ども・子育て会議では、次の内容について確認しました。

保育所待機児童を早期に解消しようという緊急の課題解決を考慮し3区域に決するが、乳幼児の育ちにとってより望ましい環境を考えたとき、地域性や利用しやすさという点は欠かすことのできない視点である。このことから、子ども・子育て支援事業を計画・推進する際には、十分にこの点に配慮するものとする。

- ◆ 「北部」「中央」「南部」の3区域は、20のコミュニティエリアが基になっています。

各区域内のコミュニティエリア	
北部	田中、西原、富勢、松葉、高田・松ヶ崎
中央	豊四季台、新富、旭町、柏中央、新田原、富里、永楽台
南部	増尾、南部、藤心、光ヶ丘、酒井根、手賀、風早北部、風早南部



「量の見込み」の算定に当たっての考え方

- ◆ 「量の見込み」の算定に当たっては、国が示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』による算定方法をベースに、必要に応じて柏市独自の補正を行いました。なお、算定に当たり、児童数の推計とニーズ調査を行いました。（ニーズ調査の概要は71ページ参照）
- ◆ 国が示した算定方法の概要と柏市が行った補正の内容は、下記のとおりです。なお、事業によって対象となる家庭類型が異なることから、算定に当たり必要となる推計児童数を家庭類型により次のように区分した上で、算定方法を示します。

区分	対象となる家庭類型
推計児童数（共働き等）	ひとり親家庭や、両親ともフルタイムで就労する家庭など
推計児童数（専業主婦等）	専業主婦(夫)家庭や、就労時間の短いパートタイムで就労する家庭など
推計児童数（全家庭）	全ての家庭

<教育・保育>

■ 3号認定（0歳）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合

[補正の内容]

- ①ニーズ調査における回答の中に、1歳以降の利用希望であると思われるものがあることを考慮しました。
- ②認可保育園の所在地を基準にした保育需要の実態に基づき、市全域に占める教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」の割合を変更しました。（この補正を行う前は、ニーズ調査回答者の居住地域に基づいていました。）
- ③潜在的な保育需要が平成29年度に全て顕在化するものとし、実績数値（平成26年4月1日）から平成29年度の「量の見込み」に向けて平均的に増加するよう設定しました。

■ 3号認定（1・2歳）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合

[補正の内容]

- ①ニーズ調査における回答の中に、3歳以降の利用希望であると思われるものがあることや、育児休業からの復帰希望時期を考慮しました。
- ②3号認定（0歳）の[補正の内容]の②と同様
- ③3号認定（0歳）の[補正の内容]の③と同様

■ 2号認定

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×2号認定（学校教育利用希望が強い）以外の割合

[補正の内容]

- ① 3号認定（1・2歳）の子どもたちが引き続き保育を利用する場合、補正前の「量の見込み」を確保するだけでは不足が生じるため、その不足分を2号認定（学校教育利用希望が強い）から移動しました。
- ② 3号認定（0歳）の[補正の内容]の②と同様
- ③ 3号認定（0歳）の[補正の内容]の③と同様

■ 2号認定（学校教育利用希望が強い）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×現在幼稚園を利用する割合

[補正の内容]

- ① 2号認定の[補正の内容]の①に基づく対応
- ② 3号認定（0歳）の[補正の内容]の③と同様

■ 1号認定

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（専業主婦等）×幼稚園等を第1希望とする割合

[補正の内容]

補正なし

<地域子ども・子育て支援事業>

■ 時間外保育事業

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×認可保育園等を第1希望とする割合
×利用希望者の割合

[補正の内容]

<教育・保育> 3号認定（0歳）の[補正の内容]の②と同様

■ 放課後児童健全育成事業（こどもルーム）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×利用希望者の割合

[補正の内容]

学年が上がるにつれて児童全体に対する利用率が減少することや、登録児童の利用実態などを考慮しました。

■ 子育て短期支援事業[前掲*13<15ペ-ジ>]（宿泊を伴うもの）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（全家庭）×利用が必要な割合×利用が必要な日数の平均

[補正の内容]

ニーズ調査における回答の中に、親族に子どもをみてもらえるとと思われるものがあることを考慮しました。

■地域子育て支援拠点事業 [前掲*5 <10ページ>]

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（全家庭）×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

[補正の内容]

①推計児童数（共働き等）に該当するものについては、利用を希望する日数の平均を1日/月にしました。

②推計児童数（専業主婦等）に該当するものについては、利用を希望する日数の平均を3.942日/月（現在利用していると回答した者の平均日数）にしました。

■病児・病後児保育事業 [前掲*14 <15ページ>]

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（共働き等）×利用が必要な割合×利用が必要な日数の平均

[補正の内容]

利用が必要な割合を算出するに当たり、ニーズ調査における「両親のどちらかが休んだ、かつ、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」という回答を除きました。

■幼稚園における在園児対象型一時預かり事業 [前掲*15 <25ページ>]

(1) 1号認定による利用

[国が示した算定方法の概要]

1号認定該当者×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

[補正の内容]

ニーズ調査における回答の中に、親族や知人等に子どもをみてもらえらると思われるものがあることを考慮しました。

(2) 2号認定による利用

[国が示した算定方法の概要]

2号認定（学校教育利用希望が強い）該当者
×年間就労日数（週当たり就労日数×52週）の平均

[補正の内容]

年間就労日数を週当たり就労日数×48週にするとともに、その上限を240日としました。

■一時預かり事業（幼稚園における在園児対象型を除く）、ファミリー・サポート・センター事業 [前掲*12 <15ページ>]（就学前児童対象）、子育て短期支援事業 [前掲*13 <15ページ>]（宿泊を伴わないもの）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（全児童）×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均
－幼稚園における在園児対象型一時預かり事業（1号認定による利用）

[補正の内容]

対象を0～2歳にするとともに、3号認定該当者を除き、かつ、ニーズ調査における回答の中に親族や知人等に子どもをみてもらえらると思われるものがあることを考慮しました。なお、各事業ごとの量の見込みは、ニーズ調査に基づく各事業の利用日数の割合により按分して算定しました。

■ファミリー・サポート・センター事業（就学後児童対象）

[国が示した算定方法の概要]

推計児童数（全児童）×利用希望者の割合×利用を希望する日数の平均

[補正の内容]

就学前児童に対する就学後児童の利用実績の比率を、ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童対象）の量の見込みに当てはめて算定しました。

■乳児家庭全戸訪問事業[前掲*16<25ページ>]（こんにちは赤ちゃん）

[算定に当たったの考え方]（国から算定方法は示されていません）

実績値から推計しました。

■妊婦健診

[算定に当たったの考え方]（国から算定方法は示されていません）

実績値から推計しました。

■養育支援訪問事業[前掲*17<25ページ>]

[算定に当たったの考え方]（国から算定方法は示されていません）

要保護児童世帯数及び児童数が増加している状況と実績値から推計しました。

■利用者支援事業[前掲*18<25ページ>]

[算定に当たったの考え方]（国から算定方法は示されていません）

3つの教育・保育提供区域（北部・中央・南部）ごとに実施することを目指し、設定しました。

施策 1-(1) 子育て・親育ちの環境づくり

■ 施策が目指す姿

子育ての当事者である保護者同士が支え合い、学び合い、高め合う関係をつくるとともに、子ども同士も育ち合えるよう、親子が出会い、交流できる場を充実させます。また、地域全体の子育てに対する理解を深めます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 親子で交流できる場の充実

地域子育て支援拠点事業 [前掲*5<10ページ>]をはじめとする様々な出会いの場を、質・量ともに充実させます。特に地域子育て支援拠点事業については、地域における子育て支援の拠点として、地域バランスを配慮した整備を行うとともに、事業内容の質を高めていきます。

② 子育てに対する意識啓発

子どもの育ちや子育てに対する支援の必要性等について、様々な機会を通じて啓発をしていきます。

③ 各種子育て支援活動の支援

各種子育て関連イベントや学習会・勉強会、子育てサークル活動、授乳スペースの設置、小中高生などの育児体験など、様々な形で行われる子育て支援活動を支援します。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 「子育ての当事者同士だからこそ、何が必要かを自分たちで考え、お互いに助け合うことができるのではないか」という認識を持ち、親同士をつなげることが大切です。そのためには、親子が集まりやすい場である必要があります。また、親自身が小さな子どもとの触れ合いが乏しいまま親になることが多い中では、学び合える環境が重要です。
- ◆ 多様な人との関わりをつくることも大切です。親にとっては、地域との交流によって、世代間の継承が行われたり、子育ての視野が広がったりすると考えられます。子どもにとっても、親以外の大人との関わりは大事ですし、子ども同士の遊びは健やかな成長に欠かせません。
- ◆ 子どもたちの育ちや子育てに対する支援の必要性について、より多くの市民の理解と協力がなければ、「優しく見守り、支え合う」まちにはなりません。

- ◆ 地域子育て支援拠点事業や子育てサロン、母と子のつどい、園庭開放、幼稚園の未就園児教室、保護者同士の育児サークルなどが、幼稚園・保育園、地域団体、民生委員・児童委員、柏市民健康づくり推進員、各種民間団体などにより地域の中で実施されています。これらの活動は、貴重な地域資源であり、より多くの親子に有効活用されるよう、相互の有機的なつながりをつくっていくことが必要です。また、これら以外の不定期に行われるようなイベントなども、子育てのつながりをつくったり、情報を得たりする有効な機会です。

■ 主な事業の年次計画

[地域子育て支援拠点事業]

地域子ども・子育て支援事業

【北部】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	49,334人回/年	46,764人回/年	45,636人回/年	44,508人回/年	44,112人回/年
確保方策	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所

【中央】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	47,832人回/年	46,752人回/年	45,396人回/年	43,980人回/年	43,332人回/年
確保方策	6か所	6か所	7か所	8か所	8か所

【南部】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	50,460人回/年	49,884人回/年	48,900人回/年	47,820人回/年	47,412人回/年
確保方策	7か所	7か所	8か所	8か所	8か所

【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	147,636人回/年	143,400人回/年	139,932人回/年	136,308人回/年	134,856人回/年
確保方策	21か所	21か所	23か所	24か所	24か所

[地域子育て支援拠点職員対象の合同研修会]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度

[啓発イベント]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度

施策 1-(2) 子育て支援ネットワークの構築

■ 施策が目指す姿

地域全体の子育て状況を把握したり、不足している支援を考えたり、また、各支援団体の活動を支援したりできるような支援団体（支援者）のネットワークが、柏市における子ども・子育て支援全体を支えます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 支援団体（支援者）のネットワークの構築

子育てに関する情報の共有をはじめ、地域における子ども・子育て支援の横の連携によるレベルアップが図られるよう、子育てを支援する団体等のネットワークをつくります。

② 支援団体（支援者）の育成

子どもの育ちや子育てを支援するため、各種研修等の実施を通じて、子育て支援の担い手となる支援団体（支援者）を育成します。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 支援団体（支援者）は、大変貴重な地域資源であり、必要不可欠な“子育てインフラ”とでもいうべき存在です。この“子育てインフラ”の横の連携が強まることは、地域の子ども・子育て支援の基盤強化であり、支援の網の目を細かくすることにつながります。
- ◆ 柏市においては、ネットワークの構築に関する取り組みが弱かったところで。本施策に基づき、ネットワークの構築に取り組めます。
- ◆ 子育てを支援する団体等のネットワークは、各団体の主体的な参加と自立した運営による組織を目指します。したがって、行政は、ネットワーク構築のきっかけづくりとともに、自立した組織運営に徐々に移れるような支援を行います。
- ◆ 子ども・子育て支援に関わる支援団体（支援者）が、子ども・子育て支援の施設、関連制度などに対する幅広い知識や子どもの育ちに関する知識、親子との関わり方など、必要となる知識や技術の向上を図ることができ、支援する側として成長できるような研修等が必要です。また、支援者を増やすためには、子ども・子育て支援に関心がある方々が安心して支援に関われるよう、周知等の工夫が必要です。

■ 主な事業の年次計画

[支援団体(支援者)のネットワークの構築]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
関係者による協議・検討	ネットワーク組織の立ち上げ	参加団体等による自立的な運営		

[支援団体の育成]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
関係者による協議・検討	新規団体立ち上げのサポート			
	団体等の運営に関するサポート			

[支援者の育成]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
実施内容の協議・検討	新たに子ども・子育て支援に携わる人向けの育成研修の実施			
	既に子ども・子育て支援に携わっている人向けのスキルアップ研修の実施			

1 子ども・子育て支援を通じてみんなが成長できるよう、地域環境を充実させる

施策 1-(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

■ 施策が目指す姿

ワーク・ライフ・バランス^[前掲*4 <3ページ>]（仕事と生活の調和）の実現に向けて、職業生活と家庭生活の両立に対する理解と協力を得るための啓発活動や各種制度の周知等を進めます。

■ 実現に向けて取り組むこと

ワーク・ライフ・バランスの推進は

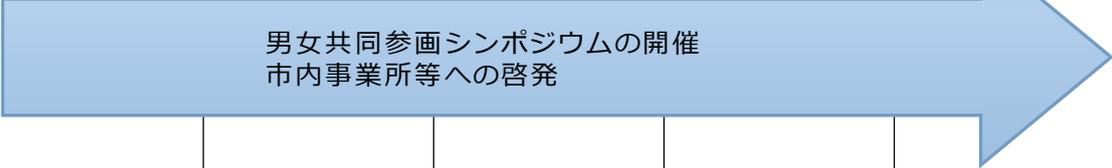
柏市男女共同参画推進計画

に基づいて取り組みます。

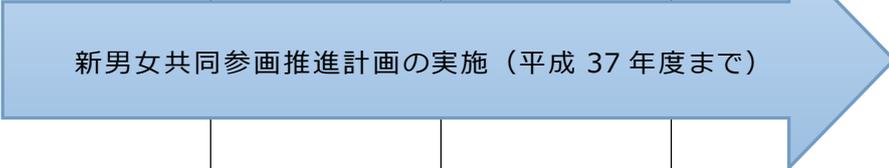
柏市男女共同参画推進計画の目標 10「男女が職業生活と家庭生活を両立できる環境づくり」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの啓発や、育児・介護休業制度に関する情報提供などを行います。

■ 主な事業の年次計画

[啓発イベント等]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
 <p>男女共同参画シンポジウムの開催 市内事業所等への啓発</p>				

[計画策定]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
 <p>次期男女共同参画推進計画の策定</p>	 <p>新男女共同参画推進計画の実施（平成 37 年度まで）</p>			

施策 2 - (1) 情報提供・相談体制の充実

■ 施策が目指す姿

子育てに関する様々な情報が、全ての子育て家庭や支援者など広く市民全体に伝わる情報提供体制をつくとともに、気軽に相談できる場や様々なケースに適切に対応できるような相談体制を充実させます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 情報提供体制の充実

子育てに関する様々な情報が、全ての子育て家庭に着実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し、既存の方法について整理した上で、様々な方法・媒体で情報提供を行います。また、親以外の大人にとって、子ども・子育て支援が身近なものとなるよう、情報公開を進めます。

② 利用者支援事業の実施

子ども・子育て支援新制度において新設された事業である利用者支援事業〔前掲*18<25ペ-ジ>〕は、国が示すガイドラインを踏まえながら、柏市の実情に合った事業内容についてしっかりと検討した上で、実施します。また、必要となる人材の育成も行います。

③ 相談体制の充実

子育てで悩んでいる保護者が相談のきっかけをつかめるよう、親子で交流できる場（〔32ページ〕施策 1-(1)の①参照）などを充実するとともに、そのような場と各種相談窓口や専門機関の間の連携を強化します。また、相談窓口等の周知を妊娠・出産期から積極的に行い、相談しやすくします。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 市内では、子育てを支援する様々な事業が展開されていますが、利用者にとっては、情報を把握する手段が多岐にわたり、的確な情報が得られにくい状況があります。「もし知っていたら、辛かったときに迷わなくて済んだのに」ということがないようにする必要があります。
- ◆ ニーズ調査では、情報の入手方法としては「紙媒体」「インターネット」を求める割合が高かった一方で、地域子育て支援センターの利用のきっかけは「子育て仲間や近所の人からの口コミ」が最も多かったことから、両者を踏まえた情報提供の整理が必要です。

- ◆ 利用者支援事業は、施設・事業の利用を案内したり、つないだりすることにとどまらず、相談、情報提供、助言を含む「総合的な利用者支援」と、地域の関係者との連携や不足している社会資源の開発などの「地域連携」を行うこととされています。また、親子が集まりやすい場所での実施する必要があります。

■ 主な事業の年次計画

[情報提供方法・媒体の検討・整理]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度

[利用者支援事業] **地域子ども・子育て支援事業**

【市全域※】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策	1か所	1か所	2か所	2か所	3か所

※全市で3か所確保となっておりますが、内訳は各区域1か所ずつとします。

[利用者支援(基本型)の実施に向けた検討等]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度

[乳児家庭全戸訪問事業 [前掲*16 <25ページ>]] **地域子ども・子育て支援事業**

【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,567人	2,496人	2,437人	2,373人	2,349人
確保方策	[実施体制] 家庭訪問（保健師・看護師・柏市民健康づくり推進員（約350人）等） [実施機関] 柏市保健所地域健康づくり課				

[妊婦健診]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	32,878件/年	31,990件/年	31,254件/年	30,503件/年	30,197件/年
確保方策	<p>[実施場所] 千葉県医師会に加入する医療機関及び産婦人科を掲げる医療機関</p> <p>[実施体制] 柏市と委託締結した医療機関</p> <p>[検査項目] 柏市が定める妊婦一般健康診査の公費負担検査項目</p> <p>[実施時期] 受診票の交付を受けた日から出産の日まで</p>				

施策 2 - (2) 子育て家庭の負担の軽減

■ 施策が目指す姿

全ての子育て家庭が安心して子育てに当たれるよう、家庭における様々な子育ての負担や不安、孤立感を和らげるための支援体制を整えます。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 一時的な預かりの充実

保護者の就労や緊急時対応、リフレッシュ希望等に基づく多様な保育需要に対応した一時的な預かりを充実させます。

② 経済的負担の軽減

国や千葉県の方々の今後の動向を踏まえ、教育費や医療費等の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種支援制度の周知を進めます。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 子育て支援は、親の利便性を求めるものではありませんが、昔であれば必要のなかったような支援が必要になっているのも事実です。特に、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行によって、家庭という狭い世界だけで、子どもを育てなければならないような状況に陥りやすくなっているといえます。特に、第1子目の子育てにおいて、その傾向は顕著です。
- ◆ 子育てを手伝ってくれる人が身近にいないという保護者が少なからずいることを念頭においた支援体制が必要です。
- ◆ 子育てに対する不安や負担、孤立感は、子どもの育ちにも影響を与えます。子育てが喜びや生きがいにつながるような支援が求められます。また、その支援は、子どもの健やかな育ちを最優先に考えたものでなければなりません。

■ 主な事業の年次計画

[一時預かり事業 [前掲*15 <25ページ>] (幼稚園における在園児対象型)]

地域子ども・子育て支援事業					
【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (1号認定)	57,131 人日/年	55,884 人日/年	54,631 人日/年	53,265 人日/年	52,309 人日/年
量の見込み (2号認定)	67,123 人日/年	82,510 人日/年	98,120 人日/年	96,336 人日/年	89,423 人日/年
確保方策	124,254 人日/年	138,394 人日/年	152,751 人日/年	149,601 人日/年	141,732 人日/年

[一時預かり事業 (幼稚園における在園児対象型を除く)]

地域子ども・子育て支援事業					
【市全域※】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	23,087 人日/年	22,403 人日/年	21,874 人日/年	21,322 人日/年	21,105 人日/年
確保方策	20,826 人日/年	20,826 人日/年	21,316 人日/年	21,806 人日/年	22,296 人日/年

※29～31年度の確保方策の増員は、1日当たりの定員を各年度4人ずつ増やすこととし、基本的には北部地域において実施します。

[ファミリー・サポート・センター事業 [前掲*12 <15ページ>] (就学前児童対象)]

地域子ども・子育て支援事業					
【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	6,559 人日/年	6,364 人日/年	6,213 人日/年	6,057 人日/年	5,995 人日/年
確保方策	4,000 人日/年	4,500 人日/年	5,000 人日/年	5,500 人日/年	6,000 人日/年

[ファミリー・サポート・センター事業 (就学後児童対象)]

地域子ども・子育て支援事業					
【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	6,369 人日/年	6,179 人日/年	6,033 人日/年	5,881 人日/年	5,821 人日/年
確保方策	3,900 人日/年	4,400 人日/年	4,900 人日/年	5,400 人日/年	5,900 人日/年

[子育て短期支援事業 [前掲*13 <15ページ>] (宿泊を伴うもの)]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	310 人日/年	302 人日/年	295 人日/年	286 人日/年	282 人日/年
確保方策	365 人日/年				

[子育て短期支援事業 (宿泊を伴わないもの)]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	29 人日/年	29 人日/年	28 人日/年	27 人日/年	27 人日/年
確保方策	80 人日/年				

[病児・病後児保育事業 [前掲*14 <15ページ>]]

地域子ども・子育て支援事業

【北部】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	451 人日/年	437 人日/年	425 人日/年	413 人日/年	405 人日/年
確保方策	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	870 人日/年 (1か所)

【中央】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	296 人日/年	289 人日/年	281 人日/年	272 人日/年	267 人日/年
確保方策	870 人日/年 (1か所)				

【南部】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	333 人日/年	327 人日/年	322 人日/年	316 人日/年	313 人日/年
確保方策	0 人日/年				

【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,080 人日/年	1,053 人日/年	1,028 人日/年	1,001 人日/年	985 人日/年
確保方策	870 人日/年 (1か所)	870 人日/年 (1か所)	870 人日/年 (1か所)	870 人日/年 (1か所)	1,740 人日/年 (2か所)

2 生き生きと子育てができるよう、きめ細かな支援を行う

施策 2 - (3) 児童虐待の防止

■ 施策が目指す姿

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に向けた適切な対応が図られるよう、関係機関の連携の一層の強化や対応する職員の育成・確保等に取り組みます。

■ 実現に向けて取り組むこと

児童虐待の防止は

柏市における児童死亡事例の検証結果報告書

に基づいて取り組みます。

柏市における児童死亡事例の検証結果報告書（平成 24 年 4 月）に基づき、関係機関の連携強化、妊娠期からの未然防止機能の強化、要保護児童対策地域協議会*19の調整機能の向上などを進め、児童虐待の防止に努めます。

*19 要保護児童対策地域協議会：要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う組織。関係機関、関係団体等により組織される。

■ 主な事業の年次計画

[関係機関の連携強化]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
<p>「市町村児童家庭相談援助指針」に基づき、役割・機能について評価・見直しを行う。初期段階からの児童相談所や警察、保健所や地域関係者等との実効ある組織連携への働きかけを行う。</p>				

[妊娠期からの虐待未然防止機能の強化]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
<p>周産期医療・小児科等医療機関や新生児・産婦訪問指導員の助産師等との連携・信頼関係を重視し、妊娠早期及び出産直後からの継続的で丁寧な母子保健支援を着実に実施する。</p>				

[要保護児童対策地域協議会の調整機能の向上]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
<p>関係機関等との調整機能を遂行するための基盤を整備するため、職員が研修に積極的・計画的に参加して、職員の知識・技術・判断及び組織対応力の向上に取り組む。</p>				

[養育支援訪問事業 [前掲*17 <25ページ>]]

地域子ども・子育て支援事業

【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	294人日/年	322人日/年	340人日/年	340人日/年	340人日/年
確保方策	<p>[実施機関] 柏市こども部 こども福祉課</p> <p>[実施体制] 2名（助産師、保育士）</p> <p>[連携体制] 柏市要保護児童対策地域協議会</p> <p>[庁内連携体制] 個別ケース検討会議</p>				

2 生き生きと子育てができるよう、きめ細かな支援を行う

施策 2 - (4) 障害のある子どもへの支援

■ 施策が目指す姿

障害の有無によって分け隔てられることなく、身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や能力等に応じた適切な支援を行います。

■ 実現に向けて取り組むこと

○ 障害のある子どもへの適切な支援は

ノーマライゼーションかしわプラン

○ に基づいて取り組みます。 ○

ノーマライゼーションかしわプランに基づき、障害の早期発見・早期支援、保育園・幼稚園等支援の充実に取り組むとともに、学齢期におけるインクルーシブ教育システム*20の構築と放課後等支援の充実を図ります。

*20 インクルーシブ教育システム：障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶことができる仕組み。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

■ 主な事業の年次計画

[障害児通所支援(児童発達支援)]

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込み量	146人/月 (1,800人日/月)	151人/月 (1,980人日/月)	155人/月 (2,160人日/月)	ノーマライゼーションかしわプランの次期改定時に設定します。	

[障害児通所支援(医療型発達支援)]

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込み量	20人/月 (180人日/月)	20人/月 (180人日/月)	20人/月 (180人日/月)	ノーマライゼーションかしわプランの次期改定時に設定します。	

[放課後等デイサービス]

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込み量	284人/月 (2,272人日/月)	296人/月 (2,368人日/月)	308人/月 (2,464人日/月)	ノーマライゼーションかしわプランの次期改定時に設定します。	

[保育所等訪問支援]

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込み量	45人/月 (90人日/月)	60人/月 (120人日/月)	80人/月 (160人日/月)	ノーマライゼーションかしわプランの次期改定時に設定します。	

[障害児相談支援]

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見込み量	112人/月	117人/月	123人/月	ノーマライゼーションかしわプランの次期改定時に設定します。	

2 生き生きと子育てができるよう、きめ細かな支援を行う

施策 2 - (5) ひとり親家庭の自立支援

■ 施策が目指す姿

ひとり親家庭が自立し、親子がともに健全な生活を営むことができるよう、関係機関等の密接な連携のもと各種支援策を推進します。

■ 実現に向けて取り組むこと

ひとり親家庭の自立支援は

柏市ひとり親家庭等自立促進計画

に基づいて取り組みます。

柏市ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

■ 主な事業の年次計画

[母子・父子自立支援相談事業]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
自立支援員による就業相談、生活全般に渡る困りごとなどに関する相談事業を実施し、ひとり親家庭等の自立を支援（年間相談件数：約 2,000 件）				

[学習支援事業]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
生活支援課（高校進学学習支援プログラム）、生涯学習課（放課後子ども教室）、こども福祉課（27年度検討・実施）による学習支援事業の実施				

[経済的支援事業]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成、遺児等養育手当など経済的支援の実施（児童扶養手当受給資格者数：約 2,800 人）				

施策3-(1) 教育・保育の計画的整備

■ 施策が目指す姿

増大する保育需要に対応した保育の必要定員数を確保するため、教育・保育施設や地域型保育事業〔前掲*7 <12ペ-ジ>〕を計画的に整備します。また、こどもルームについては、需要に対して必要な供給量を確保します。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 教育・保育施設及び地域型保育事業の計画的な整備等

満3歳未満の子どもが多数を占める入園保留者を減らしながら、満3歳以降の継続的かつ安定的な教育・保育環境を確保するため、教育・保育施設を中心とした計画的な整備を進めます。

また、保護者の就業状況に対応した時間外保育についても、あわせて必要量を確保していきます。

② 認定こども園の普及

既存幼稚園による幼保連携型認定こども園への移行を最優先に、既存幼稚園の定員枠を活用しつつ、2号かつ3号認定子どもの受け皿を拡大していく方向で認定こども園の普及を図ります。

③ 放課後児童（主に小学生）の居場所の確保

こどもルームをはじめとした放課後児童を対象とする各事業との連携により、小学校区ごとの状況に合わせた柔軟な対応を行い、児童の居場所の確保に努めます。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 保育需要の増大に伴う保育環境の整備は、都市機能として必要不可欠なものです。こどもルームの定員確保も含め、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、安定的な提供体制の確保が必要です。
- ◆ 保育の必要定員数の確保は、教育・保育施設の整備を中心に行うこととし、特に既存幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行と、私立認可保育園の整備を優先して行います。
- ◆ 地域型保育事業については、教育・保育施設を補完するものとして、まずは保育士資格、施設基準等の一定の「保育の質」の確保が可能な小規模保育事業〔前掲*9 <12ペ-ジ>〕A型の整備を優先して行います。次に、お子さんの障害等で集団保育が著しく困難な場合や、保護者が夜間に勤務する場合に対応するため、居宅訪問型保育事業〔前掲*10 <12ペ-ジ>〕の整備を行います。最後に、迅速な施設整備が期待できることなどを考慮し、事業所内保育事業〔前掲*11 <12ペ-ジ>〕の整備を行います。

- ◆ 教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況が変わった場合でも継続して利用できるという特徴があり、待機児童を減らす効果も期待できます。柏市においては、特に幼保連携型認定こども園への移行を希望する幼稚園について、施設の状況や利用者の意向等を踏まえながら十分な情報提供を行うとともに、移行に当たり必要となる施設整備については、国の補助金等を活用して支援します。
- ◆ 認定こども園の普及に当たり、移行促進のための上乗せ枠（「市町村計画で定める数」）*21は、設定しないこととします。ただし、既存幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行により需要を超える供給を行う可能性がある場合は、次のとおり取り扱うこととします。
 - ・計画期間内の各年度において、2号認定及び3号認定の利用定員の総数が量の見込みに既に達しているか、又は既存幼稚園から幼保連携型認定こども園への新たな移行によってこれを超えることになると認める場合、既存幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行は、目標設置数（[59 ページ]参照）の範囲内で認可することができるものとします。
 - ・なお、計画期間内の同一年度において、一部の教育・保育提供区域では2号認定及び3号認定の利用定員の総数が量の見込みに達している（供給量が需要量を上回っている）が、残りの教育・保育提供区域では量の見込みに達していない（供給量が需要量に達していない）場合には、目標設置数の範囲内であっても、量の見込みに達していない教育・保育提供区域での既存幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行が優先されます。
 - ・また、各施設の2号認定及び3号認定の利用定員は、保育需要等の実情を踏まえて、申請事業者と市との間で協議の上設定します。
- ◆ ニーズ調査の結果から、育児休業を取得した保護者はできれば長く休業したいという意向がある一方で、「希望する保育園に入るため」等の理由により復帰時期を早める傾向があることがわかりました。産後・育児休業後に教育・保育施設や地域型保育事業を円滑に利用できるようにするため、次の取り組みを行います。
 - ①希望より早く育児休業から復帰する状況を生まないように施設や事業を計画的に整備し、保育の量的拡大を図ります。
 - ②利用者支援事業【前掲*18 <25ペ-ジ>】（[38 ページ] 施策 2-(1)の②参照）の窓口で、それぞれの状況やニーズに合った情報をわかりやすく提供します。
 - ③安心して妊娠、出産、子育てに臨むことができるように、施策 2-(1)の①により、教育・保育施設の情報など、子育てに必要な情報を前もって受け取ることができる環境を整えます。
- ◆ 要保護児童等、障害児、ひとり親家庭について、施策 2-(3)、-(4)、-(5)を踏まえ、必要な際に教育・保育施設等を利用できる体制整備に取り組みます。
- ◆ 児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の対象範囲が拡大し、高学年による利用も増加する見通しです。高学年の受け入れに当たっては、放課後子ども教室など、他の事業との連携を図りつつ、特に4年生については、個別の事情を伺いながら、受け入れについて優先的な配慮を行います。

*21 移行促進のための上乗せ枠（「市町村計画で定める数」）：既存の幼稚園等が認定こども園への移行を希望する場合には、需給調整の特例措置として、「市町村計画で定める数」を本来の必要量である「量の見込み」に上乗せすることで、供給過剰地域も含め、認定こども園の認可・認定を行うことができる。

■ 主な事業の年次計画

[教育・保育]

○1号

【北部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		1,888人	1,867人	1,811人	1,751人	1,705人
確保 方策	特定教育・保育施設※	200人	200人	380人	380人	380人
	確認を受けない幼稚園	2,880人	2,861人	2,541人	2,544人	2,556人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	3,080人	3,061人	2,921人	2,924人	2,936人

【中央】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		1,917人	1,866人	1,818人	1,763人	1,724人
確保 方策	特定教育・保育施設※	400人	436人	436人	436人	436人
	確認を受けない幼稚園	1,976人	1,858人	1,839人	1,844人	1,855人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	2,376人	2,294人	2,275人	2,280人	2,291人

【南部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		2,358人	2,298人	2,266人	2,232人	2,213人
確保 方策	特定教育・保育施設※	300人	480人	660人	660人	660人
	確認を受けない幼稚園	3,298人	2,726人	2,395人	2,395人	2,403人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	3,598人	3,206人	3,055人	3,055人	3,063人

【市全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		6,163人	6,031人	5,895人	5,746人	5,642人
確保 方策	特定教育・保育施設※	900人	1,116人	1,476人	1,476人	1,476人
	確認を受けない幼稚園	8,154人	7,445人	6,775人	6,783人	6,814人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	9,054人	8,561人	8,251人	8,259人	8,290人

※ 特定教育・保育施設とは、認定こども園、確認を受ける幼稚園及び認可保育園をいう。

○2号(学校教育利用希望が強い)

【北部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		60人	79人	99人	96人	84人
確保 方策	特定教育・保育施設※	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	60人	79人	99人	96人	84人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	60人	79人	99人	96人	84人

【中央】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		114人	132人	151人	146人	135人
確保 方策	特定教育・保育施設※	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	114人	132人	151人	146人	135人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	114人	132人	151人	146人	135人

【南部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		127人	159人	190人	190人	182人
確保 方策	特定教育・保育施設※	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	127人	159人	190人	190人	182人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	127人	159人	190人	190人	182人

【市全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		301人	370人	440人	432人	401人
確保 方策	特定教育・保育施設※	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園	301人	370人	440人	432人	401人
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	301人	370人	440人	432人	401人

※ 特定教育・保育施設とは、認定こども園、確認を受ける幼稚園及び認可保育園をいう。

○2号(「学校教育利用希望が強い」以外)

【北部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		859人	906人	954人	929人	920人
確保 方策	特定教育・保育施設※	920人	974人	1,118人	1,118人	1,118人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	12人	12人	12人	12人	12人
	計	932人	986人	1,130人	1,130人	1,130人

【中央】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		1,139人	1,201人	1,264人	1,231人	1,216人
確保 方策	特定教育・保育施設※	1,264人	1,357人	1,357人	1,357人	1,357人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	11人	11人	11人	11人	11人
	計	1,275人	1,368人	1,368人	1,368人	1,368人

【南部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		1,028人	1,085人	1,142人	1,112人	1,101人
確保 方策	特定教育・保育施設※	1,079人	1,220人	1,310人	1,310人	1,310人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	6人	6人	6人	6人	6人
	計	1,085人	1,226人	1,316人	1,316人	1,316人

【市全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		3,026人	3,192人	3,360人	3,272人	3,237人
確保 方策	特定教育・保育施設※	3,263人	3,551人	3,785人	3,785人	3,785人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	29人	29人	29人	29人	29人
	計	3,292人	3,580人	3,814人	3,814人	3,814人

※ 特定教育・保育施設とは、認定こども園及び認可保育園をいう。

○3号(0歳)

【北部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		139人	151人	164人	160人	158人
確保 方 策	特定教育・保育施設※1	140人	146人	155人	155人	155人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	0人	3人	3人	3人	3人
	認可外保育施設	10人	10人	10人	10人	10人
	計	150人	159人	168人	168人	168人

【中央】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		169人	190人	211人	206人	204人
確保 方 策	特定教育・保育施設※1	245人	257人	257人	257人	257人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	3人	3人	3人	3人	3人
	認可外保育施設	6人	6人	6人	6人	6人
	計	254人	266人	266人	266人	266人

【南部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		137人	159人	181人	175人	174人
確保 方 策	特定教育・保育施設※1	183人	201人	204人	204人	204人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	4人	4人	4人	4人	4人
	計	187人	205人	208人	208人	208人

【市全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		445人	500人	556人	541人	536人
保育利用率		14.0%	16.2%	18.5%	18.5%	18.5%
確保 方 策	特定教育・保育施設※1	568人	604人	616人	616人	616人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	3人	6人	6人	6人	6人
	認可外保育施設	20人	20人	20人	20人	20人
	計	591人	630人	642人	642人	642人

※1 特定教育・保育施設とは、認定こども園及び認可保育園をいう。

※2 特定地域型保育事業とは、小規模保育事業A型、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。

○3号(1・2歳)

【北部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		548人	582人	617人	601人	594人
確保 方 策	特定教育・保育施設※1	500人	530人	602人	602人	602人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	0人	16人	16人	16人	16人
	認可外保育施設	37人	37人	37人	37人	37人
	計	537人	583人	655人	655人	655人

【中央】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		715人	755人	795人	774人	765人
確保 方 策	特定教育・保育施設※1	745人	800人	800人	800人	800人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	12人	48人	48人	48人	48人
	認可外保育施設	70人	70人	70人	70人	70人
	計	827人	918人	918人	918人	918人

【南部】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		618人	648人	679人	661人	655人
確保 方 策	特定教育・保育施設※1	551人	623人	665人	665人	665人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	29人	29人	29人	29人	29人
	計	580人	652人	694人	694人	694人

【市全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		1,881人	1,985人	2,091人	2,036人	2,014人
保育利用率		28.3%	30.7%	33.2%	33.2%	33.2%
確保 方 策	特定教育・保育施設※1	1,796人	1,953人	2,067人	2,067人	2,067人
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業※2	12人	64人	64人	64人	64人
	認可外保育施設	136人	136人	136人	136人	136人
	計	1,944人	2,153人	2,267人	2,267人	2,267人

※1 特定教育・保育施設とは、認定こども園及び認可保育園をいう。

※2 特定地域型保育事業とは、小規模保育事業A型、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。

[時間外保育事業]

【北部】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	208人	202人	197人	192人	189人
確保方策	208人	202人	197人	192人	189人

【中央】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	271人	264人	258人	251人	247人
確保方策	271人	264人	258人	251人	247人

【南部】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	239人	233人	227人	221人	217人
確保方策	239人	233人	227人	221人	217人

【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	718人	699人	682人	664人	653人
確保方策	718人	699人	682人	664人	653人

[幼保連携型認定こども園の目標設置数]

【市全域】	27年度～31年度
目標設置数	10園※

※ 既存の認定こども園(4園)を除く。

[放課後児童健全育成事業]

【市全域】	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,283人	2,290人	2,297人	2,304人	2,252人
低学年	1,852人	1,858人	1,863人	1,867人	1,824人
高学年	431人	432人	434人	437人	428人
確保方策	2,455人	2,455人	2,455人	2,455人	2,455人

施策3-(2) 教育・保育の質の確保・向上

■ 施策が目指す姿

乳幼児期の教育・保育が子どもの健やかな成長にとって重要なものであることを踏まえ、確保・向上に向けた取り組みを推進します。

■ 実現に向けて取り組むこと

① 幼稚園教諭・保育士の質の向上等

全ての子どもに質の高い教育・保育を提供するため、それに携わる幼稚園教諭や保育士の人材育成に取り組むとともに、適正な保育環境を保ちます。

② 幼稚園教諭・保育士の確保

全国的に課題となっている幼稚園教諭・保育士不足に対応します。

③ 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携

教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業〔前掲*7<12ページ>〕を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行います。

④ 幼保小連携の推進

幼児期の教育・保育から小学校への円滑な接続のために、市内全ての幼稚園・認可保育園の参加のもと、幼児教育共同研究や幼保小連絡協議会をとおして、相互理解や交流・情報交換を進め、より緊密な連携を図ります。また、幼保小連携研究委員会による子どもの生活や学びの連続性を踏まえた資料の作成及び幼児教育の重要性について啓発活動を推進します。

■■ 取り組みのポイント ■■

- ◆ 市が研修を実施する際には、対象となる全ての施設・事業に情報提供し、職員の参加の機会を増やします。また、幼稚園教諭と保育士が教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるようにするため、合同研修の開催等を支援します。
- ◆ 要保護児童等、障害児、ひとり親家庭に対し、施策2-(3)、-(4)、-(5)を踏まえ、適切な教育・保育の提供ができるよう、関係機関との連絡体制の強化や職員の質の向上に取り組めます。
- ◆ 施設等の事業者を対象に適切な指導・助言等を必要に応じて実施し、質の高い教育・保育を提供します。
- ◆ 就職説明会の実施や各種広告媒体等を活用し、幼稚園教諭・保育士の確保に努めます。
- ◆ 国や県の制度を活用して、保育士の処遇改善に取り組めます。

- ◆ 満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業を卒園した子どもが、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるように、教育・保育施設と地域型保育事業の密接な連携の体制を整えます。
- ◆ 幼稚園・保育園等と小学校との接続部分において生じる問題の解消には、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた一貫性のある活動が必要です。そのため、幼稚園や保育園等と小学校との間での情報共有や相互理解を深め、その成果をそれぞれの活動に生かすことができるような連携が必要です。

■ 主な事業の年次計画

[幼稚園教諭・保育士の質の向上等]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
職員研修（合同研修を含む。）の実施				

[教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者等に対する適切な指導・助言]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
指導・助言の実施				

[幼稚園教諭・保育士の確保]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業者と行政による合同就職説明会などの実施				

[教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携]

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
教育・保育施設と地域型保育事業の相互の連携支援				

